

「指定管理者制度」を導入します

市は、地方自治法の改正に伴い、「公の施設」の管理に平成18年4月1日から「指定管理者制度」を導入します。

「公の施設」は、公共の利益のために多数の住民に対して均等にサービスを提供することを目的に設置される施設ですから、その適正な管理を確保することが必要です。

これまでの制度では、「公の施設」の適正な管理を確保するため、その受託主体の公共性に着目し、公共団体の公共的団体及び地方自治体が出資する団体などに限定されてきましたが、法の改正により施設の適正な管理を確保する仕組みを整備したうえで、その範囲を民間事業者を含む、団体等（個人は不可）にまで広げることになりました。

主な「公の施設」

紋別市の主な「公の施設」

体育施設	スポーツセンター、地区体育館、運動公園、プール等
教育・文化施設	博物館、図書館、文化会館、市民会館、町民センター等
集会施設	交流施設、改善センター等
社会福祉施設	老人福祉施設、児童福祉施設、保育園、総合福祉センター等
公営企業	上水道、下水道
その他	公園、道路、河川、学校、公営住宅、墓地等

なお、今回導入する施設は、既に管理委託を行っている施設が中心で、現在直営の施設については、将来的に指定管理者への移行が望ましいと判断した時点で指定管理者制度を導入します。

指定管理者制度の導入目的

民間の能力を活用し、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応することにより、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図るため指定管理者制度を導入します。

指定管理者制度と従来の管理委託制度の相違点

	指定管理者制度	従来の管理委託
施設の管理運営	企業・団体 (個人は不可) ※議会の議決により指定	公共団体 公共的団体 出資法人 ※条例により規定
管理運営の形態	指定管理者による 管理運営の代行	管理運営の委託

「指定管理者」を募集します

市では、平成18年4月から体育施設など公の施設に「指定管理者制度」を導入するため、下記の各施設の指定管理者（管理の代行）を募集します。

指定管理者募集施設

施設の名称及び担当課	説明会の日程	備考
健康プール「ステア」 担当課 流水都市推進室 ☎④ 5300番	日時 10月26日(水) 10時 場所 健康プール「ステア」	・応募要項配布 10月18日(火)～ 10月28日(金) ・申請期間 11月1日(火)～ 11月30日(水)
オホーツク交流センター(バスターミナル) 担当課 商工労働観光課空港・交通対策係 ☎④ 2111番(内線258番)	日時 10月27日(木) 10時 場所 オホーツク交流センター(バスターミナル)	
スポーツセンター他体育施設9箇所 担当課 教育委員会体育振興課 ☎④ 7016番	日時 10月28日(金) 10時 場所 スポーツセンター	
大山山頂園 担当課 商工労働観光課観光振興係 ☎④ 2111番(内線250番)	日時 10月28日(金) 10時 場所 大山山頂園	
森林体験交流施設(スキー場ヒュッテ) 担当課 農政林務課林業振興係 ☎④ 2111番(内線255番)	日時 10月28日(金) 10時 場所 森林体験交流施設(スキー場ヒュッテ)	

※応募資格

- 1 地方自治法施行令167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当しないこと。
- 2 紋別市から指名停止措置を受けていないこと。
- 3 市税を滞納していないこと。
- 4 会社更生法又は、民事再生法等に基づく再生又は再生手続きを行っていないこと。
- 5 紋別市内に事務所を有するもの。

なお、施設によっては、有資格者の在籍を必要とすることがあります。



問い合わせ先 行財政改革推進室 ☎④ 2111 内線 323番